

(別添3)

長野県企業局電力の長野県庁舎への負荷追随供給に関する3者契約書(案)

長野県知事 阿部守一(以下「需要者」という。)、長野県公営企業管理者 吉沢正(以下「ベース供給者」という。)及び〇〇〇 〇〇〇(以下「PPA供給者」という。)は、長野県企業局電力の長野県庁舎への負荷追随供給の実施に当たり、3者の権利義務、実施内容及び電気料金の支払方法等を明確にするため、長野県企業局電力(以下「企業局電力」という。)の長野県庁舎への負荷追随供給に関する契約を締結する。

(趣旨)

第1条 2050ゼロカーボン社会の実現を目指し、長野県庁舎で使用する電力について、再生可能エネルギーの導入及び地消地産の推進を図るため、ベース供給者は企業局電力によりベース供給を、PPA供給者はオフサイトコーポレートPPAにより負荷追随供給を行うものとする。

(定義)

第2条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 買受人 〇〇〇〇 〇〇〇【ベース供給者が締結した長野県企業局電力の売電業務に係る契約の相手方】
- (2) ベース供給 通告型部分供給により長野県庁舎に自己託送すること。
- (3) 負荷追随供給 ベース供給(通告値によるもの)を除き、長野県庁舎に需要電力を供給すること。
- (4) PPA 負荷追随供給のうち電源がベース供給者からPPA供給者に供給された非FIT及びFIP電力(以下「非FIT等企业局電力」という。)であるもの
- (5) 2者PPA契約 令和7年〇月〇日付けでベース供給者とPPA供給者が締結した長野県企業局電力の長野県庁舎への負荷追随供給に関する契約

(PPA等に係る発電所等)

第3条 PPA等に係る発電所、需要施設及び電力量等については、別表1のとおりとする。

(PPA等の実施)

第4条 ベース供給者は、別に需要者と契約するところにより、ベース供給を行うものとする。この場合、ベース供給者は、PPA供給による長野県庁舎への負荷追随供給の30分電力量が、別表1に記載される負荷追随供給に係る本契約の契約電力又は契約予備電力の2分の1を上回らないよう、ベース供給量の維持に努めるものとする。

2 ベース供給者は、ベース供給に関して電力広域的運営推進機関に提出する発電販売計画による電力量を優先的に確保するものとする。

- 3 ベース供給者は、別に買受人と契約するところにより、P P Aに用いるための非F I T等企業局電力（送電による損失率分の電力を含む。）を無償で買受人に供給するとともに、この電力を買受人がP P A供給者に供給するようにする。
- 4 前項の場合において、P P Aの電源の供給電力量は、第1項のベース供給（通告値によるもの）を除き、30分単位で長野県庁舎の需要電力量を賄える時（P P A供給者の30分ごとの負荷追随供給電力量が、負荷追随供給に係る本契約の契約電力又は契約予備電力の2分の1を上回る場合の取扱いは、2者P P A契約によるものとする。）はP P Aに必要な全量、賄えない時はP P Aに必要な電力量のうち可能な最大の電力量とする。ただし、一般送配電事業者との契約電力（kW）又は予備電力の契約電力（kW）の2分の1に送電による損失率分の電力を加えた電力を上限とする。
- 5 P P A供給者は、P P Aを適切に行うため必要な措置をとるよう買受人に求めるものとする。
- 6 P P A供給者は、別に需要者及びベース供給者と契約するところにより、長野県庁舎にP P Aを優先して負荷追随供給を行うものとする。
- 7 前項の場合において、P P A供給者は、第1項のベース供給、第3項及び第4項で供給された非F I T等企業局電力量により30分単位で長野県庁舎の需要電力量を賄える時は非F I T等企業局電力により全量（P P A供給者の30分ごとの負荷追随供給電力量が、負荷追随供給に係る本契約の契約電力又は契約予備電力の2分の1を上回る場合の取扱いは、2者P P A契約によるものとする。）を、賄えない時は非F I T等企業局電力により可能な最大の電力量によりP P Aを行うものとする。ただし、一般送配電事業者との契約電力（kW）又は予備電力の契約電力（kW）の2分の1の電力を上限とする。
- 8 P P A供給者は、第6項の負荷追随供給を行うに当たり、第1項のベース供給、第3項及び第4項で供給された非F I T等企業局電力量では長野県庁舎の需要電力量に不足する時は、不足する電力量を別途調達するものとする。
- 9 第5項から前項までの実施に必要な費用は第6条のとおりとし、P P A供給者は、当該費用を2者P P A契約に基づき、ベース供給者に請求し、ベース供給者は支払義務を有するものとする。その他、本契約に係る需要者の金銭債務についても同様とする。
- 10 需要者とベース供給者の費用の負担及び清算方法は、双方で別に定める。
- 11 需要者は、前10項の実施及び費用の負担並びに2者P P A契約の実施について承諾するものとする。
- 12 需要者、ベース供給者及びP P A供給者は、本契約の履行が遅滞なく行えるよう、必要な小売供給契約等の手続をそれぞれの負担で速やかに行うものとする。

（負荷追随供給等の期間及び契約の有効期間）

第5条 ベース供給及び負荷追随供給の期間並びに契約の有効期間は、令和7年（2025年）4月1日0時から令和8年（2026年）3月31日24時までとする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、3者は協議を請求できるものとする。

(費用の負担者及び支払者等)

第6条 ベース供給及び負荷追随供給に係る費用については、別表2のとおりとし、需要者が最終的に負担するものとする。

- 2 前項の費用に係る請求者、再請求者及び支払者については、別表2のとおりとする。
- 3 前2項の詳細は別途それぞれ関係者で定める。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第7条 ベース供給者は、ベース供給者又は需要者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 PPA供給者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、PPA供給者に損害が生じたときは、ベース供給者にその賠償を請求することができる。

(需要者又はベース供給者による対外公表)

第8条 需要者又はベース供給者が、第1条の内容等を対外的に公表する場合には、経済産業省が制定する「電力の小売営業に関する指針」に準じて適切な表現を使用するものとする。

(疑義の協議解決)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に関し疑義が生じたときは、需要者、ベース供給者及びPPA供給者は、協議して解決するものとする。

- 2 別表1の4 需要施設受電電気方式(受電電圧)が特別高圧である期間と高圧である期間に変更が生じたときも前項と同様とする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、需要者、ベース供給者及びP P A供給者が3者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年（2025年）○月○日

長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
需 要 者
長野県知事 阿 部 守 一

長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
ベース供給者
長野県公営企業管理者 吉 沢 正

○ ○ ○
P P A 供給者 ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

別表 1 (第 3 条関係)

区分	ベース供給	PPA (負荷追随供給)
1 長野県企業局 発電所	四徳発電所、 奥裾花発電所、 松川ダム発電所及び 奈良井発電所の合計	四徳発電所、小渋第 1 発電所、 小渋第 2 発電所、裾花発電所、 菅平発電所、奥裾花発電所、 大鹿発電所、奥木曾発電所、 大鹿第 2 発電所、松川ダム発電所、 奈良井発電所及び与田切発電所の合計
2 計画送電電力量 (送電による 損失率分を含む。 (単位：千kWh)	4月～9月 1,565 10月～3月 1,326 合 計 2,891	4月～9月 589 10月～3月 812 合 計 1,401
	送電電力量合計 4月～9月 2,154 10月～3月 2,138 合 計 4,292	
3 需要施設 (供給場所)	長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁舎 (本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎)	
4 需要施設受電 電気方式 (受電電圧)	令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 特別高圧 33,000V 令和 7 年 10 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで 高圧 6,600V	
5 一般送配電事 業者との契約電 力 (契約予備電力)	800 kW (800 kW)	1,650 kW (1,650 kW)
6 本契約の契約 電力 (契約予備電力)	800 kW (800 kW)	850 kW (850 kW)
7 計画需要電力量 (単位：千kWh)	4月～9月 1,528 10月～3月 1,281 合 計 2,809	4月～9月 572 10月～3月 775 合 計 1,347
	需要電力量合計 4月～9月 2,100 10月～3月 2,056 合 計 4,156	

(注) 2 及び 7 の上段は令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、中段は令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、下段は年度合計の電力量を示している。

別表 2 (第 6 条関係)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	項目	細項目	単価 (税込)	予定数量	請求者	支払者 1 再請求者	支払者 2 負担者
1 ベース供給	全ての費用	需要者とベース供給者で別に定める			ベース供給者 (※ 1)	—	需要者
2 負荷追随供給	(1) 電源費 (非 F I T 等企業局電力に限る。)	需要者とベース供給者で別に定める			ベース供給者 (※ 1)	—	需要者
	(2) 電気料金 (特別高圧：令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに係るもの)	ア 基本料金	〇〇〇〇 円/kW/月	850 kW× 6 か月	P P A 供給者 (※ 2)	ベース 供給者 (※ 3)	需要者
		イ 電力量料金	〇〇〇〇 円/kWh	572 千 kWh			
		ウ 電源費 (非 F I T 等企業局電力以外で P P A 供給者が電源調達したものに限る。)	〇〇〇〇 円/kWh	0 kWh			
		エ 託送予備線料金	〇〇〇〇 円/kW/月	850 kW× 6 か月			
	オ 契約超過金	中部電力 ミライズ 株式会社 基本契約 要綱 (特 別高圧) で決定さ れる額		0 kW× 0 か月			
(3) 電気料金 (高圧：令 和 7 年 10 月 1 日か ら令和 8 年 3 月 31 日までに	ア 基本料金	〇〇〇〇 円/kW/月	850 kW× 6 か月				
	イ 電力量料金	〇〇〇〇 円/kWh	775 千 kWh				
	ウ 電源費 (非 F I T 等企業局電力以外で P P A 供給者が電源調達し	〇〇〇〇 円/kWh	0 kWh				

	係るもの)	たものに限る。)				
	エ 託送予備線料金		〇〇〇〇円/kW/月	850 kW×6か月		
	オ 契約超過金		中部電力ミライズ株式会社基本契約要綱（高圧）で決定される額	0 kW×0か月		
(4) 燃料費調整額 （特別高圧：令和7年4月1日から9月30日までに係るもの)	燃料費調整額（非FIT等企業局電力以外でPPA供給者が電源調達したものに限る。)	中部電力ミライズ株式会社基本契約要綱（特別高圧）で決定される単価		0 kWh		
(5) 燃料費調整額 （高圧：令和7年10月1日から令和8年3月31日までに係るもの)	燃料費調整額（非FIT等企業局電力以外でPPA供給者が電源調達したものに限る。)	中部電力ミライズ株式会社基本契約要綱（高圧）で決定される単価		0 kWh		
(6) 再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金	第6条の契約の有効期間の各月において適用されるものとして経済産業大臣が定める単価		1,347千kWh		

- (注) ※1 ⑤ベース供給者（請求者）は、⑦需要者（支払者2）に請求できる。
 ※2 ⑤PPA供給者（請求者）は、⑥ベース供給者（支払者1）に請求できる。
 ※3 ※2で請求を受けた⑥ベース供給者（再請求者）は、⑦需要者（支払者2負担者）に請求できる。